

議案第 7 号

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年 2 月 12日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市地方卸売市場業務条例（平成18年川崎市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第46条第4項中「100分の108」を「100分の110（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品（以下「軽減対象資産」という。）にあつては、100分の108）」に、「同項」を「前項」に改める。

第50条第3項中「100分の108」を「100分の110（軽減対象資産にあつては、100分の108）」に改める。

第52条中「100分の8」を「100分の10（軽減対象資産にあつては、100分の8）」に、「100分の108」を「100分の110（軽減対象資産にあつては、100分の108）」に改める。

第55条第1項中「100分の108」を「100分の110（軽減対象資産にあつては、100分の108）」に改める。

第64条第2項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする」を「別表第5の金額に100分の110を乗じて得た額（土地利

用料金のうち1月以上の利用に係る利用料金にあつては、同表の金額)の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める」に改め、各号を削る。

別表第5卸売業者市場利用料金の項中「卸売金額」の次に「に110分の100(軽減対象資産の卸売にあつては、108分の100)を乗じて得た額」を加え、同表仲卸業者市場利用料金の項中「以下同じ。）」の次に「に110分の100(軽減対象資産にあつては、108分の100)を乗じて得た額」を加え、同表関連事業者市場利用料金の項中「販売金額」の次に「に110分の100(軽減対象資産にあつては、108分の100)を乗じて得た額」を加える。

第2条 川崎市地方卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

第46条第4項中「所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第34条第1項第1号」を「消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成35年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の条例第64条第2項及び別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、地方卸売市場南部市場の利用料金等について、消費税率及び地方消費税率の引上相当分の改定を行うため、この条例を制定するものである。